

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

<p>不利益処分名</p>	<p>下水の排除停止命令等</p>				
<p>根拠法令・条項</p>	<p>下水道法 第37条の2</p>				
<p>所 管 課</p>	<p>下水道施設部</p>	<p>下水道水質管理課</p>			
<p>処 分 基 準</p> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; border: 1px solid black;"> <input checked="" type="checkbox"/> 設 定 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 設定できない </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 基準を公開できない </td> </tr> </table> <p>1. 前提要件 直罰規定（法第12条の2及び第46条）が適用される特定事業場であること。</p> <p>2. 決定要件 「下水排除基準超過事業場に対する行政措置に関する要綱」</p> <p>第6条 管理者は、違反事業場の排除する下水により公共下水道施設の損傷若しくは機能阻害の危険が大きい場合又は違反事業場が行政指導に従わず下水排除基準に適合しない下水を排除し続ける場合には、違反事業場に対し、次の各号に定める基準に応じ当該各号に掲げる種類の行政処分を行うものとする。</p> <p>(1) 改善命令 ア 行政指導に従わず、下水排除基準に適合しない下水を排除するとき。 イ 悪質な行為により、下水排除基準を超過するとき。</p> <p>(2) 一時停止命令 ア 排除下水が下水道施設又は終末処理場へ重大な影響を及ぼす危険がある場合。 イ 下水排除の停止以外に是正の手段がないとき。</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 設 定	<input type="checkbox"/> 設定できない	<input type="checkbox"/> 基準を公開できない
<input checked="" type="checkbox"/> 設 定	<input type="checkbox"/> 設定できない	<input type="checkbox"/> 基準を公開できない			
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 聴 聞 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 明 </p>			
	<p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p>	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。</p>			
	<p>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>				